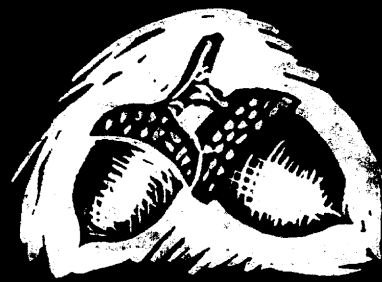


観光

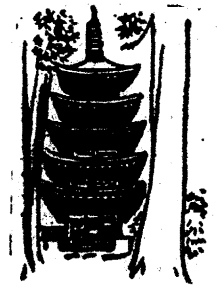
No. 34



観光 第34号 目次

巻頭言 美しい国の再建のために.....	(1)	
観光政策特集	政・観 観光政策私観..... 自由党・根本龍太郎.....	(2)
	光・党 我が党の観光政策..... 国民民主党・藤田義光.....	(4)
	・政 日本社会党の観光政策..... 日本社会党・勝間田清一.....	(6)
	の・策 緑風会の観光政策..... 緑風会・高瀬莊太郎.....	(10)
	観光政策としての文化財保護..... 有光次郎.....	(14)
国土総合開発と観光政策..... 飯沼一省.....	(16)	
地方観光行政の現状..... 島田隆次郎.....	(20)	
昭和二十五年の回顧		
観光事業審議会..... 武部英治.....	(23)	
国際観光事業..... 國井富士利.....	(29)	
国立公園行政..... 小林利男.....	(34)	
外国観光事業..... 栗原孟男.....	(38)	
座談会 無形文化財を語る..... 下村 宏・柳沢 健・直江広治.....	(42)	
ストラミジヨリ・富士川金二		
国際文化観光都市奈良.....	(48)	
英国とところどころ..... 北村喜八.....	(52)	
観光施設の設計(5) スキーリフト..... 高橋 崇.....	(58)	
ふおと・しりいず ツアーを追って.....	(5)	
観光時事解説.....	(62)	
地方観光機関の現況(5) 宮城県の巻.....	(64)	
観光土産品紹介(5) 日本人形.....	(67)	
海外観光事情.....	(70)	
観光統計.....	(72)	
おしらせ.....	(72)	

社団法人 全日本観光連盟 発行



観光政策としての 文化財保護

有 光 次 郎

戦後の日本が経済的に自立する方策の一つとして、観光事業が振興されねばならぬとは、世論の一致する所である。

日本には、世界の秀峯として知られる富士山をはじめ、阿寒、大雪山、十和田、日光、中部山岳のような原始境があり、国土全体が地形変化に富み、地物の姿がすぐれていて、天然の観光圏の観がある。けれども、それは世界的規模を誇るアリリカやスイスなどの国立公園的風景にくらべると、あまりにも規模が狭小であるといわねばなるまい。猫額大のこの島国にあつて、このような世界的風景を持たないこの国の観光政策はどうあるべきか。日本の観光政策はこの点について一つの難関に達するのである。

これに對して、日本の国は歴史も古く、その位置的關係からして、長く外国との交渉が少かつたので、世界に類例の少い特異な文化史的の歩みをたどつて來たのであつた。そのため、この国に住んだ人達の昔から營んで來た生活、これらの人達の残して來た建築も、美術工艺品も又芸能など多方面にわたる有形無形の貴重な文化財が、すべて

特異な様式、意匠、形態を保っているのである。

これらのすべてはどれ一つをとつて見ても世界文化史上特異な存在でないものはなく、海外からの観光客達は、その箱庭的な自然風景に魅力を感じずるよりも、まず古代の日本の遺産である有形無形の文化財に強くひかれて、來り遊ぶものが少くないのである。

所がこれまでの国際観光というところを安易低俗な享樂的遊興と結びつけて考え勝ちであつたが、それは國民が観光の眞の意義を解しない点に原因があつたと思う。日本の観光政策は單なる東洋のモノゴトであつてはならないと考える。われわれは日本の観光資源としての文化財について無關心すぎたのではなからうか。又一方これら文化財を國民の精神教育上、芸術思想の啓蒙上から利用しようとしても、その施設や設備が不充分であるため、人々は日々これに接近し、目撃する機会に恵まれていながら、一生その意義を解せず又その恩恵にも浴していない有様である。この意味に於て日本の観光事業としては自然風景や温泉郷を中心として遊興的景勝地、歡樂境の開發を問題に

する以外に、文化財の保護と、これらの利用とを充分に考慮して、今後の観光政策を樹立し、設備を拡充整備しなければならないと考える。

有形無形の文化財を保護することは、観光事業と關係の浅くない事をのべたが、文化財保護法中特に関連の深い点は、これまでの国家保存法や、史蹟名勝天然紀念物保存法等が触れていなかった文化財の「保護」の中の「環境保全」の問題と、「公開」して文化的利用に供する点をとりあげていふ所にあると思う。

法律によつて文化財が指定されると、それは貴重な國民的財産であるから、大切に保存する措置を講ずると同時に、公開を行つて教育や観光に資することができるよう定められてある。これまで門外不出の秘宝や、門扉を堅く閉ざし、圍柵をめぐらして、一般國民や観光客の目に絶対に触れることのなかつた建築や遺蹟や自然物などが、一般の目に触れ、観光客に紹介される機会が與えられるようになったことは、民主國家的な文化財保護政策の上から見て、当然のことではあるが、まことに時宜を得た措置であると思う。又これまでは一部學者のみの研究対象であつた地下埋藏物の発掘などの行われた場合、それが一般の利用性を考慮して保護施設が行われ、長く公開されるばかりでなく、その一部を復原して、當時の生活文化が一般に分りよく展示されたり、或る古建築物の中では、それが創造された時代に行われた儀式や行事や音楽や演技や生活が営まれ、又工芸技術その他が行われることなどがあつてもよいと思う。それは有形無形の「綜合古文化財博物館」を形成するものであり、海外にはイタリーのボンペー遺蹟北歐

スウェーデンのスカンセン博物館等にその実例があるが、前者については、北海道モロ貝塚や、靜岡市登呂遺蹟などにその試みが行われはじめた。

国家は、文化財保護法の条文の中でこのような政策をかかげたのであるが、国民も又それ等をも効果的に利用しなくてはならぬ。教育の点は暫く措き、今ここでは種々の文化財が、観光的にどのような役割を果すかについて、主として戸外にある文化財について調べて見よう。

戸外文化財の中には、郷土の誇りとして、その特色を示すに足るようなものが多い。それを国民に示すことは、愛国心や、芸術的情操の涵養に役立つことになるし、又観光客の中には、歴史や風物を著しく異にする日本の風土に甚大な興味をもつ、中には日本文化研究に興味をつなぎその目的を以て來朝する観光客も少くないのであるから、

日本特有の文化を紹介する上に頗る大切なものである。

これらの文化財を一つの博物館内に移し、動植物等を自然園の中に蒐集して、それを一覽に供する事は賢明であるが、中には現地にそのまま保存する事に於てはじめて意義があり、又移動困難なもので、その土地と結びついてはじめて観光上に學術研究上価値の高い、人文科学的自然科学的資料も又頗る多い。人文科学的方面としては考古学的な遺蹟遺物、歴史的建造物、及び石造又は金属の彫刻などであり、自然科学的方面では動植物、岩石鉱物地形地質などである。

これらの中で古社寺関係のものでは、宝物館を持ち、その建造物や庭園の一部を、日本独特の一種の綜合美術館として、一般に觀覽させているものがある。法隆寺や、東大寺や醍醐寺や東照宮な

どがこれに属する。又古城や著名人の旧宅などの中に、故人記念の博物館として公開されているものもある。その他、北海道にあるアイヌ部落や、山村にある大昔のままの民家、代官庄屋武家屋敷、宿場の本陣、町の店屋などを含めた民俗園のものや、動植物、地形地質などを主とした自然園もある。以上の様に數に於て、種類に於て甚だ多いのであるが、しかしながら、いざ観光的利用となると、まだまだ歴史、地理教育の面から學者其他限られた人々が僅かに利用しているにすぎない。言いかえて見ればまだ本當の国民的文化財となつてはいないものが多いのである。ましてや観光的な利用面から見れば、何等適当な設備は行われておらず、環境又必ずしも健全なものであるとはいえない。このような文化財を保護するだけでなく、進んでこれらの文化財の環境を整備し、氣持よく観光的利用の出来るように各種の措置が行われねばならない。文化財保護法の中に特に環境の保全のことが取り上げられている事はまことに喜ばしいと思う。

短日月の間に国民の芸術文化歴史地理などの実物教育の実をあげ、また日本文化の研究を志して來朝する観光客に喜ばれるのは、美術館や博物館網拡充であらう。しかし今日これらの観光客や研究者の希望を満足せしめる程のものが極めて少いのは残念である。しかしながら、我が国には博物館の代用をつとめる事の出来るような秘室と建築など文化財をあつめた古社寺、城郭、宮殿、旧宅などがあり、又それらが名園に隣り、きめの細かい好風景に点綴され、さらに無形文化財との關係に於ても又不可分の關係にあるものが多い。これ

らを現状のまま完全に保護し、観光の公開に便利
な施設をほどこす等、文化財保護法に基いた適当
な措置を講ずることは、必ずや來朝観光客の興味
をさそい、彼等に文化国家としての日本の印象と

して、この上なく後味のよさを残すものと考えらる。
観光政策としての文化財保護の重要性はこうい
点にあると思うものである。

(文化財保護委員会委員)

昭和二十五年もいまや暮れんとしている。多数の日系米人による母國、觀光團の來訪をまじえて、今年度の來訪外客數並びにその消費額は飛躍的に増加した。他方、思わぬ貿易の不振等により觀光事業に対する國家的関心はたかまり、数々の關係法案の國會通過によつて、國內の受入態制は一段と強化された。たゞ朝鮮動亂のぼつ発のため、やゝ一頓挫をきたしたとはいえ、この機こそ受入態制整備の好機會とする向きが多い。この時各方面から今年一年を檢討してみることが、甚だ意義のあることと思ふ。この意味から本号に於ては各政黨の觀光政策、各省施策との關係、各部門一年の回顧等に多くの頁をさいた。

○ 明年四月よりは本誌も月刊とすべく、鋭意努力中である。

○ 次号は「觀光教育」をテーマのしつて研究してみたい。

昭和二十五年十二月廿五日印刷 定 價
昭和二十五年十二月三十一日発行 百 円

觀 光 ・ 第 三 十 四 号

編集者 鈴木 壽

印刷所 東京部中央区築地一ノ四
日本交通印刷株式会社

発行所 東京部千代田区丸の内一ノ一
全日本觀光協會